



佐賀県公報

平成18年
11月15日
(水曜日)
号 外

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○佐賀東部地域森林計画及び佐賀西部地域森林計画を変更する案の
縦覧

(森林整備課) 一

○ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項及び第39条の4の規定により
佐賀東部地域森林計画及び佐賀西部地域森林計画を変更したので、それぞれ
次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が終了する日まで
に、佐賀県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることが
できます。

平成18年11月15日

佐賀県知事 古 川 康

1 森林計画区の名称

- (1) 佐賀東部地域森林計画区（佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、
小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、上峰町及
びみやき町、杵島郡大町町、江北町及び白石町並びに藤津郡太良町）
- (2) 佐賀西部地域森林計画区（唐津市、伊万里市、東松浦郡玄海町及び西松
浦郡有田町）

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部森林整備課及び各農林事務所

3 縦覧期間

平成18年11月15日から平成18年12月14日まで

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十一月十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷